

様

東神楽町長

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成限度額通知書

年度 月 ～ 月の給食費（主食費・副食費）の助成限度額について以下のとおり決定したので通知します。

施設（事業所）を利用する子どもの氏名	
利用する施設（事業所）	
クラス年齢	
主食費助成限度額（月額）	
副食費助成限度額（月額）	

東神楽町では幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、副食費の徴収免除対象者を国が定めている基準を拡大して別表（裏面を参照）のとおりに主食費・副食費の助成限度額を保護者の市町村民税所得割額に応じて設定します。

上記の助成限度額までの範囲内（裏面の留意事項をご確認ください）において、保護者に代わり東神楽町が給食費を負担します。

<不服の申立>

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東神楽町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しを求める訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東神楽町（訴訟において東神楽町を代表する者は、東神楽町長となります。）を被告として旭川地方裁判所に提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【別表 1】

主食費・副食費の助成限度額基準表（幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分））

階層区分 (町基準)	市町村民税 所得割額	主食費助成限度額		副食費助成限度額	
		月額上限	1食 上限	月額上限	1食 上限
第1～3階層	38,600円以下	1,000円	50円	4,500円	225円
第4階層	38,601円以上				
第5階層	77,101円以上	助成なし	-	3,500円	175円
第6階層	144,201円以上			1,500円	75円
第7階層	211,201円以上			助成なし	-

【別表 2】

主食費・副食費の助成限度額基準表（保育所・認定こども園（保育所機能部分））

階層区分 (町基準)	市町村民税 所得割額	主食費助成限度額		副食費助成限度額	
		月額上限	1食 上限	月額上限	1食 上限
第1～3階層	29,999円以下	1,000円	40円	4,500円	180円
第4階層	30,000円以上				
第5階層	48,600円以上				
第6-1階層	63,000円以上	助成なし	-	3,500円	140円
第6-2階層	77,101円以上				
第7階層	78,000円以上				
第8階層	97,000円以上				
第9階層	120,000円以上			1,500円	60円
第10階層	145,000円以上				
第11階層	169,000円以上	助成なし	-		

留意事項

- (1) 階層の区分は世帯における当年度分（4月～8月分は前年度分）市町村民税の所得割額の合計により決定しています。
- (2) 助成の上限については1食あたりの上限額（表中の1食上限を参照）を限度として実際に子どもが給食を利用した日数を掛けた額が助成限度額（表中の月額上限）に達するまでの範囲内で保護者に代わり東神楽町が給食費を負担します。
- (3) 園の給食提供が毎日行われていない場合は、上記の助成限度額は、要綱に定める給食提供回数に応じる額とします。

別記第 2 - 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

東神楽町長 様

所在地

施設名

施設長氏名

⑩

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付申請書（施設用）

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付関係書類

- (1) 給食費用内訳書（別記第 3 号様式）
- (2) 給食提供計画書（別記第 4 - 1 号様式）
- (3) 同意書（別記第 5 号様式）
- (4) その他町長が必要と認める書類

別記第 2 - 2 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

東神楽町長 様

保護者住所

氏名 ㊟

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付申請書（保護者用）

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 助成対象子ども

氏名	生年月日	施設名称	入所(園) 年月	給食費
	年 月 日		年 月	年 月分 円
	年 月 日		年 月	年 月分 円
	年 月 日		年 月	年 月分 円

※添付関係書類

- (1) 給食費の領収書又は支払確認ができる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

別記第3号様式（第6条関係）

給食費用内訳書

（施設名 _____）

〔 _____ 年 _____ 月 _____ 日現在〕

○給食費として施設が保護者から費用徴収する額の内訳

区分	一人あたり	1食あたり
給食費相当額	円	円
（内訳）		
・主食費	円	円
・副食費	円	円
・その他費用（外部搬入）	円	円

備考

- ・上記は、給食費として施設が保護者から費用徴収する額の内訳を記入すること。
- ・給食を自園調理する園は、食材料費等の必要経費から算出すること。
- ・給食を外部搬入する園は、外部搬入業者に依頼し内訳を算出すること。

（添付書類）

- ・上記の給食費が明示されている書類（園パンフレット、保護者通知等）
- ・外部搬入は業務委託契約書の写し（費用内訳がわかるもの）

別記第4-1号様式（第6条関係）

給食提供計画書

（幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分））

（施設名 _____）

給食提供（週 ____日型）

階層区分		給食費助成金額（年額）				
		対象園児数 （年実数） A	提供月数 （年度） B	助成限度額 （月額） C	助成金額 A × B × C D	概算額 D × 3/4 E
		人	月	円	円	円
1	生活保護世帯等					
2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）					
3	第1階層及	38,601円未満				
4	び第2階層	38,601円以上				
5	を除き、当該	77,101円以上				
6	年度分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	144,201円以上 211,201円未満				
合計						

備考

- ・ Cの助成限度額は、実施施設の園給食費相当額（主食費、副食費）が要綱別表（1）に定める助成限度額を上回る場合は当該助成限度額、下回る場合は園給食費相当額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において園給食費の全部又は一部について給付等を受けた場合は、助成金の額から当該給付額に相当する額を除くものとする。
- ・ Eは、千円未満の端数は切り捨てること。

別記第4-1号様式（第6条関係）

給食提供計画書

（保育所・認定こども園（保育所機能部分））

（施設名 _____）

給食提供（週 ____ 日型）

階層区分		給食費助成金額（年額）				
		対象園児数 （年実数） A	提供月数 （年度） B	助成限度額 （月額） C	助成金額 A × B × C D	概算額 D × 3/4 E
		人	月	円	円	円
1	生活保護世帯等					
2	1階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯					
3	第1階層及	30,000円未満				
4	び第2階層	30,000円以上				
5	を除き、当	48,600円以上				
6-1	該年度分の	63,000円以上				
6-2	市町村民税	77,101円以上				
7	の所得割額	78,000円以上				
8	が次の区分	97,000円以上				
9	に該当する	120,000円以上				
10	世帯	145,000円以上 169,000円未満				
合計						

備考

- ・ Cの助成限度額は、実施施設の園給食費相当額（主食費、副食費）が要綱別表（2）に定める助成限度額を上回る場合は当該助成限度額、下回る場合は園給食費相当額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において園給食費の全部又は一部について給付等を受けた場合は、助成金の額から当該給付額に相当する額を除くものとする。
- ・ Eは、千円未満の端数は切り捨てること。

別記第4-2号様式（第6条関係）

給食提供実績書

（幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分））

（施設名 _____）

給食提供（週 ____日型）

階層区分		給食費助成金額（年額）			
		対象園児数 （年実数） A	提供月数 （年度） B	助成限度額 （月額） C	助成金額 A × B × C D
		人	月	円	円
1	生活保護世帯等				
2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む）				
3	第1階層及	38,601円未満			
4	び第2階層	38,601円以上			
5	を除き、当該	77,101円以上			
6	年度分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	144,201円以上 211,201円未満			
合計					

備考

- ・給食提供計画書と同様の記入方法とし、給食提供の実績数値を記入すること。
- なお、中途入退所等により計画書と異なる記入のものは、同一区分の欄内に二段書き等で記入すること。

別記第4-2号様式（第6条関係）

給食提供実績書

（保育所・認定こども園（保育所機能部分））

（施設名 _____）

給食提供（週 ____ 日型）

階層区分		給食費助成金額（年額）					
		対象園児数 （年実数） A	提供月数 （年度） B	助成限度額 （月額） C	助成金額 A × B × C D	既交付 決定額	
1	生活保護世帯等	人	月	円	円		
2	1階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯						
3	第1階層及						30,000円未満
4	び第2階層						30,000円以上
5	を除き、当						48,600円以上
6-1	該年度分の						63,000円以上
6-2	市町村民税						77,101円以上
7	の所得割額						78,000円以上
8	が次の区分						97,000円以上
9	に該当する						120,000円以上
10	世帯	145,000円以上 169,000円未満					
合計							

備考

- ・給食提供計画書と同様の記入方法とし、給食提供の実績数値を記入すること。
- ・なお、中途入退所等により計画書と異なる記入のものは、同一区分の欄内に二段書き等で記入すること。

別記第5号様式（第6条関係）

年 月 日

東神楽町長 様

保護者住所

氏名 ㊟

同 意 書

私は、助成要件が終了するまでの間、次のことについて同意します。

1. 東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付要綱第2条の規定に基づく給食費助成対象者の要件について、市町村民税課税状況の確認及び必要な審査のため、官公署に対して必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることに同意します。
2. 東神楽町より次の施設に対し、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金の交付を受けることに同意します。
3. 助成金交付決定の可否を施設に対し通知することに同意します。

特定教育・保育施設及び 特定地域型保育等の施設名	
-----------------------------	--

子どもの氏名	子どもの生年月日
	年 月 日

※同意書は、子ども一人につき1枚で作成してください。

別記第 6 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

東神楽町長

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付申請について、別紙指令書のとおり決定しましたので、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

交付決定額 金 円

別記第7号様式（第9条関係）

年 月 日

東神楽町長 様

所在地

施設名

施設長氏名

⑩

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金概算払申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定を受けた
補助金について、概算払を受けたいので申請します。

記

- 1 助成金交付決定額 円
- 2 既に概算払を受けた額 円
- 3 今回概算払申請額 円
- 4 申請の理由
- 5 振替口座

金融機関	銀行・組合 金庫・農協		店 所
金融機関コード		支店コード	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

東神楽町長

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金概算払決定通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金概算申請書を審査した結果、その概算払の額を、次のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------|---------|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払済額 | 金 | 円 |
| 3 | 概算払額 | 金 | 円 |
| 4 | 概算払年月日 | 年 月 日まで | |

別記第9号様式（第10条関係）

年 月 日

東神楽町長 様

所在地

施設名

施設長氏名

印

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金の内容を変更したいので、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 交付決定額 円
- 3 変更増減額 円
- 4 交付申請額 円
- 5 添付書類

別記第10号様式（第12条関係）

年 月 日

東神楽町長 様

所在地

施設名

施設長氏名

⑩

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金実績報告書（施設用）

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金要綱第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 実績報告額 金 円

2 添付関係書類

- (1) 給食費用内訳書（別記第3号様式）
- (2) 給食提供実績書（別記第4-2号様式）
- (3) その他町長が必要と認める書類

別記第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

東神楽町長

東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金実績報告について、次のとおり確定しましたので、東神楽町幼児教育・保育施設給食費助成金要綱第 1 3 条の規定により通知します。

1	交付決定額	金	円
2	増減額	金	円
3	確定額	金	円
	うち概算交付済額	金	円
	差し引き今回交付額	金	円